

# 不法投棄には厳しく対応します

9月1日(火)、国道13号尾花沢地内において悪質な不法投棄を発見しました。職員が通勤途中に気づいたものです。前日の19時頃にはなかったもので、8月31日19時から9月1日8時の間の出来事と思われます。



▲不法投棄全景



▲不法投棄状況

尾花沢警察署へ連絡し、警察と出張所立ち会いのもとで実況見分を行いました。現在、原因者の調査中です。引っ越しに際して不要になったものを捨てていったような印象を受けました。



▲ラジカセ



▲カラーボックス



▲ビデオデッキとテレビ

他事務所の不法投棄対策においても、警察に協力していただいて原因者特定に結びついたケースがあります。警察が原因者のところへ訪ねていくと、まさかこの程度で、と思ったのか驚いたという報告もあります。

そうした認識の甘さが、不法投棄が無くならない一要素だと思います。



▲実況見分中



▲実況見分後、警察の承諾を得て撤去

今回のような大きなものに限らず、ポイ捨ても不法投棄という犯罪行為です。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、不法投棄には個人の場合は5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、法人の場合では1億円以下の罰金が処されることになっています。

物の大小・多少にかかわらず、不法投棄には厳しく対応していきます。



管理係長

もし、自分の家の前の道路にこのような物が置いてあったらどう思いますか？道路は歩行者、自転車、自動車などいろんな方が利用するみんなのもので、心ない一部の人のために、道路をきれいにしようとボランティアで頑張ってくれている人、みんなが利用することを考えて利用している多くの方々などの多くの方が心を痛めることになります。

また、回収・処分費などにはみなさまの税金が使われます。一部の身勝手な人によるこのような行為は許されるものではありません。

公共の場だから汚していい・関係ないではなく、公共の場だからこそ、大切に使うという認識をもってほしいと思います。

# 不法投棄はしないでください！

道路に関するご意見・質問、出張所通信の感想など  
どんどんお寄せ下さい！

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/obaiji/index.html>

〒999-4221  
山形県尾花沢市尾花沢字田町143-1  
TEL. 0237-23-2521  
FAX. 0237-23-2523



## 9月の出張所通信

- 9-1. 道路愛護団体の表彰式が行われました
- 9-2. 駐車帯クリーンアップ(8月)